



佐賀県公報

平成16年
3月31日
(水曜日)
号外第2号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

規則

◎佐賀県行政組織規則

(二六・人事課)

公布された規則のあらまし

○佐賀県行政組織規則(規則第一六号)

1 統括本部

・ 秘書課、情報・業務改革課及び危機管理・広報課を置くこととした。

2 ぐらし環境本部

・ 県民協働課、男女共同参画課、人権・同和对策課、こども課、私学文化課、国際課、ぐらしの安全安心課、消防防災課、環境課、有明海再生課及び廃棄物対策課を置くこととした。

3 健康福祉本部

・ 地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、国民健康保険課、健康増進課、薬務課及び生活衛生課を置くこととした。

4 農林水産商工本部

・ 新産業課、雇用対策課、流通課、商工課、観光課及び労働課を置くこととした。
・ 生産振興部を置き、同部に生産者支援課、農産課、園芸課、畜産課、水産課及び林業課を置くこととした。

5 県土づくり本部

・ 監理課、建設・技術課、土地対策課、まちづくり推進課、下水道課、農山漁村課、農地整備課、建築住宅課、河川砂防課、水資源対策課及び森林

整備課を置くこととした。

・ 交通政策部を置き、空港・交通課、道路課及び港湾課を置くこととした。

6 経営支援本部

・ 総務法制課、職員課、財務課、税務課、市町村課及び統計調査課を置くこととした。

7 出納局

・ 会計課及び用度管財課を置くこととした。

8 本部に、本部長を置き、理事を置くこととした。

9 統括本部に、最高情報統括監及び危機管理・報道監を置くことができることとした。

10 部に、部長を置き、理事を置くこととした。

11 本部に、副本部長を置き、統括本部に総括政策監を置くことができることとした。

12 部に、副本部長を置くことができることとした。

13 課に課長を、室に室長を置くこととした。

14 統括本部に政策監を置くことができることとした。

15 その他必要な職を置くことができることとした。

16 その他所要の事項を定めることとした。

17 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

18 所要の経過措置を定めることとした。

19 佐賀県公報発行規則ほか二二規則について所要の改正を行うこととした。

○規則

佐賀県行政組織規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第十六号

佐賀県行政組織規則

佐賀県庁組織規則（昭和三十年佐賀県規則第四十七号）の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、知事の権限に属する事務を適正かつ能率的に分掌させるために必要な組織及びその事務分掌を定めることを目的とする。

(分課)

第二条 佐賀県本部設置条例（平成十六年佐賀県条例第二号）により設置された本部の下に、それぞれ次の課を置く。

統括本部

秘書課

情報・業務改革課

危機管理・広報課

くらし環境本部

県民協働課

男女共同参画課

人権・同和対策課

こども課

私学文化課

国際課

くらしの安全安心課

消防防災課

環境課

有明海再生課

廃棄物対策課

健康福祉本部

地域福祉課

母子保健福祉課

長寿社会課

障害福祉課

医務課

国民健康保険課

健康増進課

薬務課

生活衛生課

農林水産商工本部

新産業課

雇用対策課

流通課

商工課

観光課

労働課

県土づくり本部

監理課

建設・技術課

土地対策課

まちづくり推進課

下水道課

農山漁村課

農地整備課

建築住宅課

河川砂防課

水資源対策課

森林整備課

経営支援本部

総務法制課

職員課

財務課

税務課

市町村課

統計調査課

2 前項に定めるもののほか、農林水産商工本部に生産振興部を、県土づくり本部に交通政策部を置く。

3 前項の生産振興部に次の課を置く。

生産者支援課

農産課

園芸課

畜産課

水産課

林業課

4 第二項の交通政策部に次の課を置く。

空港・交通課

道路課

港湾課

（出納局の設置）

第三条 出納その他会計に関する事務及びこの規則に定める事務を処理するため、出納局を置く。

2 出納局に次の課を置く。

会計課

用度管財課

（統括本部各課の分掌事務）

第四条 統括本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

秘書課

一 知事及び副知事の秘書に関すること。

二 栄典、ほう賞及び表彰に関すること。

三 儀式に関すること。

情報・業務改革推進課

一 地域情報化に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

二 行政情報化に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

三 業務改革の推進に関すること。

危機管理・広報課

一 危機管理の総合調整に関すること。

二 国民保護法制等の有事関連法制に関すること。

三 自衛官の募集に関すること。

四 県政の広報に関すること。

五 報道機関との連絡に関すること。

六 ホームページ等による情報提供に関すること。

（くらし環境本部各課の分掌事務）

第五条 くらし環境本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

県民協働課

一 県民協働推進の総合調整に関すること。

二 特定非営利活動法人の設立認証に関すること。

三 市民社会組織の活動促進及びボランティア活動の総合調整に関すること。

四 世界・森の博覧会記念事業の推進に関すること。

男女共同参画課

一 男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の総合調整及び推進に関すること。

人権・同和対策課

二 佐賀県立女性センターに関すること。

人権・同和対策課

一人権施策の総合調整及び推進に関すること。

二 同和対策の総合調整及び推進に関すること。

三 同和対策推進協議会に関すること。

四 地方改善事業に関すること。

五 解放会館に関すること。

こども課

一 少子社会対策の総合調整及び推進に関すること。

二 青少年問題対策の総合調整及び推進に関すること。

三 青少年育成県民会議に関すること。

四 私立幼稚園及び保育所に関すること。

私学文化課

一 私立の中学校、高等学校、専修学校及び各種学校に関すること。

二 宗教学法人に関すること。

三 行政書士に関すること。

四 生活文化及び芸術文化の振興に関すること。

五 著作権に関すること。

六 生涯学習施策の総合調整に関すること。

七 佐賀県立生涯学習センターに関すること。

国際課

一 国際交流に係る施策の総合調整及び推進に関すること。

二 国際化に対応するための環境づくりに関すること。

三 国際協力に関すること。

四 旅券に関すること。

くらしの安全安心課

一 県民生活の安全安心に係る施策の総合調整及び推進に関すること。

二 食品安全対策の総合調整及び推進に関すること。

三 消費生活に係る施策の総合調整及び推進に関すること。

四 消費生活相談に関すること。

五 消費者に対する金融等に係る知識の普及に関すること。

六 消費生活協同組合に関すること。

七 計量法の施行に関すること。

八 交通安全対策の総合調整及び推進に関すること。

九 交通安全対策会議に関すること。

十 交通事故相談に関すること。

消防防災課

一 防災に関する企画及び災害予防の推進に関すること。

二 防災活動の総合調整に関すること。

三 防災会議に関すること。

四 防災行政無線に関すること。

五 災害対策本部に関すること。

六 市町村消防の指導に関すること。

七 消防法に基づく危険物の取扱い規制等に関すること。

八 銃砲火薬類、電気、高圧ガス及び液化石油ガスに関すること。

九 原子力安全対策の総合調整に関すること。

環境課

一 環境保全と創造に関する施策の推進及び総合調整に関すること。

二 公害の調査、防止措置及び規制に関すること。

三 公害に係る紛争処理に関すること。

四 環境審議会及び公害審査会に関すること。

五 環境影響評価の指導及び審査に関すること。

六 環境影響評価審査会に関すること。

七 自然保護に関すること。

八 自然公園に関すること。

九 自然環境保全地域に関すること。

十 環境保全に関して衛生薬業センターその他の試験研究機関との連絡に関すること。

有明海再生課

一 有明海の再生に係る施策の総合調整及び推進に関すること。

廃棄物対策課

一 一般廃棄物に関すること。

二 産業廃棄物に関すること。

三 廃棄物の減量化及びリサイクルに関すること。

四 廃棄物処理に係る公共関与に関すること。

(健康福祉本部各課の分掌事務)

第六条 健康福祉本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

地域福祉課

一 社会福祉事業に関すること。

二 生活保護に関すること。

三 民生委員に関すること。

四 生活福祉資金に関すること。

五 社会福祉関係団体に関すること。

六 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

七 災害救助、救済及び援護に関すること。

八 福祉事務所の施行事務並びに社会福祉法人及び社会福祉施設の運営につ

いての監査の実施及び総合調整に関すること。

九 未帰還者等の調査及び留守家族等の援護に関すること。

十 未帰還者の死亡処理等に関すること。

十一 旧軍人、旧軍属及びその遺族の恩給に関すること。

十二 戦傷病者等の援護に関すること。

十三 戦没者遺族等の援護に関すること。

十四 旧軍人及び旧軍属の履歴に関すること。

十五 旧軍人、旧軍属等の叙位及び叙勲に関すること。

十六 引揚者等の援護に関すること。

十七 福祉のまちづくり施策の総合調整及び推進に関すること。

母子保健福祉課

一 児童の福祉に関すること(保育所に関する部分を除く。)

二 児童委員及び主任児童委員に関すること。

三 母子世帯、寡婦世帯及び父子世帯の福祉に関すること。

四 要保護女子の保護更生に関すること。

五 母子寡婦福祉資金に関すること。

六 母子保健に関すること。

七 母体保護に関すること。

長寿社会課

一 高齢社会対策の総合調整及び推進に関すること。

二 高齢者の福祉に関すること。

三 介護保険に関すること。

障害福祉課

一 身体障害児及び身体障害者の福祉に関すること。

二 知的障害児及び知的障害者の福祉に関すること。

医務課

一 医療機関の指導及び監督に関すること。

二 医師及び歯科医師に関すること。

三 診療放射線技師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士その他医療関係

者に関すること。

四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関するこ

と。

五 医療機関の整備改善その他医療の普及向上に関すること。

六 死体の解剖及び死因調査に関すること。

七 人口動態調査その他保健統計に関すること。

国民健康保険課

- 一 国民健康保険に関すること。
- 二 国民健康保険事業の運営の指導に関すること。
- 三 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の助言及び指導監督に関すること。

四 国民健康保険の保険医療機関等の指導及び報告等に関すること。

五 国民健康保険の被保険者に係る老人保健に関すること。

六 国民健康保険審査会に関すること。

七 老人保健法の医療等に関すること。

八 老人保健法の医療事務等に係る市町村の助言等に関すること。

九 老人保健法の保険医療機関等の指導及び報告等に関すること。

健康増進課

一 県民の健康増進に関すること。

二 感染症の発生の予防及びまん延の防止に関すること。

三 予防接種に関すること。

四 結核の予防に関すること。

五 ハンセン病療養所入所者等及びその親族の援護に関すること。

六 歯科保健に関すること。

七 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。

八 原子爆弾被爆者の援護に関すること。

九 管理栄養士、栄養士及び調理師に関すること。

十 栄養指導に関すること。

十一 老人保健法の医療等以外の保健事業に関すること。

十二 難病対策に関すること。

十三 がん等生活習慣病の予防に関すること。

十四 寝たきり予防に関すること。

十五 臓器移植及び骨髄移植に関すること。

薬務課

一 薬事に関すること。

二 薬剤師に関すること。

三 毒物及び劇物の取締りに関すること。

四 麻薬及び向精神薬の取締りに関すること。

五 大麻の取締りに関すること。

六 あへんの取締りに関すること。

七 覚せい剤の取締りに関すること。

八 特殊医薬品の需給調整に関すること。

九 薬用植物に関すること。

十 温泉の保護及びその利用に関すること。

十一 献血事業の推進に関すること。

生活衛生課

一 生活環境の整備に係る調査、企画及び連絡調整に関すること。

二 水道に関すること。

三 旅館業、興行場及び公衆浴場に関すること。

四 理容師、美容師及びブリーニング業に関すること。

五 食品衛生に関すること。

六 墓地、納骨堂、火葬場等に関すること。

七 と畜場及び化製場等に関すること。

八 食鳥処理に関すること。

九 狂犬病の予防に関すること。

十 動物の愛護及び管理に関すること。

十一 特定建築物の衛生的環境の確保に関すること。

十二 その他生活及び環境の衛生に関すること。

(農林水産商工本部各課の分掌事務)

第七条 農林水産商工本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

新産業課

- 一 新産業創出の企画及び調整に関すること。
- 二 工業振興対策に関すること。
- 三 起業化支援に関すること。
- 四 科学技術の振興に関すること。
- 五 中小企業の情報化の推進及び情報産業の振興に関すること。
- 六 工業技術の振興に関すること。
- 七 産業デザインの振興に関すること。
- 八 企業誘致に関すること。
- 九 電源三法に基づく交付金事業に関すること。
- 十 工業団地、工業用水道等の産業基盤整備に関すること。
 - 雇用対策課
- 一 雇用対策の企画及び調整に関すること。
- 二 県内労働力確保対策に関すること。
- 三 地域雇用開発の促進に関すること。
- 四 若年者の就業対策の推進に関すること。
- 五 障害者の就業対策の推進に関すること。
- 六 高齢者の就業対策の推進に関すること。
 - 流通課
- 一 総合マーケティングに関すること。
- 二 試験研究機関における試験研究の企画及び調整に関すること。
- 三 貿易の振興に関すること。
- 四 物産の振興に関すること。
- 五 伝統工芸品の産業の振興に関すること。
- 六 卸売市場に関すること。
- 七 佐賀県産業振興センターに関すること。

商工課

- 一 商工施策の企画及び調整に関すること。
- 二 商工団体の指導に関すること。
- 三 中小企業等協同組合に関すること。
- 四 中小企業の金融に関すること。
- 五 貸金業に関すること。
- 六 高度化資金及び設備導入資金に関すること。
- 七 割賦販売法に基づく許可業者の指導監督に関すること。
- 八 中小企業の経営革新支援に関すること。
- 九 商業の振興に関すること。
- 十 小売商業の事業活動の調整に関すること。
- 十一 大規模小売店舗の立地に関すること。
- 十二 佐賀県地域産業支援センターに関すること。
- 十三 本部の庶務に関すること。
 - 観光課
- 一 観光施策の企画及び調整に関すること。
- 二 観光宣伝及び観光客の誘致に関すること。
- 三 観光事業の振興及び観光関係団体の指導育成に関すること。
- 四 旅行業及び通訳案内業に関すること。
- 五 総合保養地域の整備に関すること。
- 六 観光施設の整備に関すること。
 - 労働課
- 一 労働施策の企画及び調整に関すること。
- 二 労働情勢及び労働関係調整に関すること。
- 三 労働組合に関すること。
- 四 労働者福祉の向上に関すること。
- 五 職業能力開発の推進に関すること。

六 職業訓練指導員に関すること。

七 技能振興に関すること。

八 佐賀県職業能力開発協会に関すること。

九 地方労働委員会との連絡に関すること。

十 女性の就業対策の推進に関すること。

十一 中小企業労働相談所に関すること。

(農林水産商工本部生産振興部各課の分掌事務)

第八条 農林水産商工本部生産振興部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

生産者支援課

一 生産者支援に係る連絡調整に関すること。

二 農林水産業金融に関すること。

三 漁船保険に関すること。

四 農業及び水産業災害補償に関すること。

五 中山間地域の農業の振興に関すること(他課の分掌する事務に関する部分を除く。)

六 経営構造対策事業の推進に関すること。

七 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関すること。

八 農林水産業に係る人権啓発に関すること。

九 鳥獣保護及び狩猟に関すること。

十 農林水産業に係る協同組合その他の関係団体に関すること。

十一 農業倉庫に関すること。

十二 佐賀県射撃研修センターに関すること。

農産課

一 主要農作物の生産振興に関すること。

二 水田農業の振興に関すること。

三 農業団地の計画に関すること。

四 農地等の保有合理化促進事業に関すること。

五 農業経営基盤強化促進事業に関すること。

六 農村地域における就業改善に関すること。

七 市町村農業委員会及び県農業会議に関すること。

八 農業者年金に関すること。

九 農業生産組織の育成指導に関すること。

十 農業改良普及事業に関すること。

十一 上場地域、干拓地等の営農に関すること。

十二 農山漁村における男女共同参画社会形成の促進に関すること。

十三 青年農業者等の確保及び育成に関すること。

園芸課

一 果樹、野菜、花き及び特用作物の生産振興に関すること。

二 外食産業及び食品産業との連携に関すること。

三 農産加工の振興に関すること。

四 有機栽培及び特別栽培の推進に関すること。

五 環境保全型農業の推進に関すること。

六 植物防疫に関すること。

七 肥料及び農薬に関すること。

八 農業の機械化に関すること。

畜産課

一 家畜及び家きんの改良増殖に関すること。

二 酪農、肉用牛飼育、養豚、養鶏及び養蜂の振興に関すること。

三 飼料の生産及び流通に関すること。

四 家畜及び畜産物の流通に関すること。

五 家畜商及び家畜市場に関すること。

六 家畜衛生に関すること。

七 畜産経営の環境整備に関すること。

八 獣医師及び動物薬事に関すること。

九 佐賀県競馬組合に関する事。

水産課

- 一 漁場保全対策に関する事。
- 二 漁場の整備に関する事。
- 三 漁業近代化施設の整備に関する事。
- 四 水産資源の増養殖及び栽培漁業に関する事。
- 五 水産技術の改良及び普及に関する事。
- 六 水産加工業の指導に関する事。
- 七 漁業の取締りに関する事。
- 八 船舶及び漁船の登録並びに漁業無線に関する事。
- 九 漁業の免許、許可及び登録に関する事。
- 十 漁業調整に関する事。
- 十一 遊漁船業に関する事。
- 十二 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事。

林業課

- 一 林業構造改善事業に関する事。
- 二 入会林野等の整備事業に関する事。
- 三 林産物に関する事。
- 四 木材業者及び製材業者の登録に関する事。
- 五 県営林に関する事。
- 六 林業技術の普及及び林業経営の指導に関する事。
- 七 佐賀県ふれあいランド馬渡に関する事。
- 八 造林、種苗及び森林国営保険に関する事。
- 九 森林病虫害等の防除に関する事。

(県土づくり本部各課の分掌事務)

第九条 県土づくり本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

監理課

- 一 本部の総務並びに予算、決算及び執行管理に関する事。
- 二 土木災害の総括に関する事。
- 三 県土づくり本部の事業に係る総合的な企画及び調整並びに進行管理に関する事。

建設・技術課

- 一 工事の検査に関する事。
- 二 工事の設計基準及び積算に関する事。
- 三 工事の労務資材に関する事。
- 四 技術指導に関する事。
- 五 建設業に関する事。
- 六 建設工事等の入札及び契約に関する事。
- 七 建設副産物対策に関する事。

土地対策課

- 一 国土利用計画及び土地利用基本計画に関する事。
 - 二 土地利用対策の総合調整に関する事。
 - 三 国土調査法に基づく国土調査及び土地分類調査に関する事。
 - 四 不動産の鑑定評価に関する法律に関する事。
 - 五 土地、建物、物件等の買収、補償及び登記に関する事。
 - 六 土地収用に関する事。
 - 七 収用委員会に関する事。
 - 八 公有地の拡大の推進に関する事。
 - 九 測量士に関する事。
- まちづくり推進課
- 一 都市計画に関する事。
 - 二 土地区画整理その他の市街地整備に関する事。
 - 三 街路に関する事。
 - 四 都市災害に関する事。

五 屋外広告物に関すること。

六 開発行為に関すること。

七 流通業務団地の整備に関すること。

八 都市公園及び景観に関すること。

下水道課

一 公共下水道に関すること。

二 農業集落排水事業に関すること。

三 漁業集落排水事業に関すること。

四 浄化槽に関すること。

五 下水道等の災害復旧工事に関すること。

農山漁村課

一 農村及び農地の整備の総括に関すること。

二 農地法に基づく許可等に関すること。

三 農地等の利用調整に関すること。

四 農業振興地域の整備に関すること。

五 農村整備に関する企画立案及び連絡調整に関すること。

六 農業水利の調整に関すること。

七 農村地域の総合整備事業に関すること。

八 干拓事業に関すること。

九 農地及び農業用施設の防災事業に関すること。

十 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。

十一 特定鉱害復旧事業等に関すること。

十二 海岸の管理に関すること(港湾課の分掌する事務に関する部分を除く。)

十三 海岸保全事業に関すること(港湾課の分掌する事務に関する部分を除く。)

十四 漁港の管理に関すること。

十五 漁港施設整備事業及び漁港に係る災害復旧事業に関すること。

十六 漁港の区域内の公有水面の管理及び埋立てに関すること。

農地整備課

一 土地改良法に基づく土地改良事業の指導、認可、同意及び決定に関すること。

二 土地改良法に基づく団体の指導監督に関すること。

三 土地改良財産の維持管理に関すること。

四 土地改良事業の融資に関すること。

五 土地、建物その他の物件の買収及び補償に関すること。

六 農地等の集団化に関すること。

七 国有農地及び開拓財産の維持、管理、処分等に関すること。

八 農地等対価の徴収及び農地の登記に関すること。

九 開拓、入植、増反等に関すること。

十 農業生産基盤整備に関する企画立案及び連絡調整に関すること。

十一 工事の設計基準及び積算に関すること。

十二 工法の技術指導に関すること。

十三 工事の検査に関すること。

十四 土地改良事業の進行管理に関すること。

十五 さが農業農村振興整備事業に関すること。

十六 圃場整備事業に関すること。

十七 農用地開発事業及び開拓地整備事業に関すること。

十八 土地改良総合整備事業に関すること。

十九 かんがい排水事業に関すること。

二十 畑地帯総合整備事業に関すること。

二十一 農道整備事業に関すること。

二十二 国営事業の推進に関すること。

建築住宅課